

「“森と自然を活用した保育・幼児教育”自治体勉強会  
於：国立オリンピック記念青少年総合センター

## 【参考資料】

# 『森と自然を活用した保育・幼児教育』に関わる 行政支援等の参考情報



平成29年11月

(公社)国土緑化推進機構 政策企画部

(担当:木俣 kimata@green.or.jp)

## 2

## 子ども・子育て支援制度等を活用した 「森のようちえん」等の自治体等による認可等の実施事例

類型	区分	小区分	所在地	施設名・運営組織名	その他
施設型 給付	保育所	—	神奈川県 葉山町	「おひさま保育室」 (NPO)おかげさまのめぐみ舎)	2004年設立、2015年認可 定員30名、対象0～5歳
	幼稚園	—	長野県 長野市	「子どもの森幼稚園」 (学校法人いづな学園)	1983年設立、2005年開園 定員60名、対象3～5歳
	認定 こども園	幼稚園型	高知県 高知市	「もみのき幼稚園・めだか園」 (学校法人日吉学園)	2010年開園 定員193名、対象0～5歳
		地方裁量型	山梨県 富士吉田市	「Fujiこどもの家バンビーノの森」 (株)バンビーノの森)	2007年開園、2016年認可 定員35名、対象3～5歳
地域型 保育給付	地域型 保育事業	家庭的保育事業	長野県 安曇野市	「くじら雲」 (NPO)響育の山里)	2006年開園、2016年認可 定員5名、対象0-2歳
		小規模保育事業 (特定地域保育型保育)	島根県 津和野町	「うしのしっぽ」 (NPO)さぶみの。連携施設有)	2015年開園(2017年移転) 定員12名、対象1～5歳
		事業所内保育事業 (企業主導型保育事業)	北海道 七飯町	「牧場のこども園 スーホ」 (どさんこミュゼ株)	2016年開園 定員9名、対象0～5歳
地域子ども・子育て 支援事業	地域子育て 支援拠点事業	センター型 (子育て支援センター)	新潟県 新潟市	「Akiha里山子育て支援センター 森のいえ」(NPO)アキハロハス)	2011年開園、2013年開設 対象概ね0-3歳
		ひろば型 (子育てひろば)	北海道 登別市	「富岸子育てひろば」(NPO)登別 自然活動支援組織モモンガくらぶ)	2010年開設 対象0-3歳

## ドイツにおける多様なタイプの「森の幼稚園」

- 1990年代以降に飛躍的に増加し、現在1,500園に広がった「森の幼稚園」は、幼稚園・保育施設等の供給率を急激に高めることが必要な背景から創設が進み、日本での「小規模保育」の枠組みで普及
- ドイツの「森の幼稚園」の形態として、以下のタイプに整理される。  
(いずれも行政による運営許可を受け、運営費補助を得て運営)

主体	タイプ	期間	対象	森のようちえんの取組	日本での支援動向
小規模保育型	【タイプ①】小規模保育型	通年・全時間	全員	典型的。20名未満。4～6時間	・鳥取・長野・広島等で支援制度創設 ・一部の行政が認可等
	【タイプ②】混合型	通年・短時間	全員	午前中3～4時間。朝・午後は保育施設等の協力で保育	—
既存園施設型	【タイプ③】既存園 通年型	通年・全時間	全員	全クラス対象。ドイツでは少数	・認可園の自主的な取組 ・一部の行政が活動支援
	【タイプ④】既存園 一部型	通年・全時間	一部	一部のグループ(固定またはオープン)が森を活用	・認可園の自主的な取組 ・一部の行政が活動支援
	【タイプ⑤】既存園 一時型	一時・全時間	全員	プロジェクト週間(1～3週間)に森・自然をテーマに実施	・認可園の自主的な取組 ・一部の行政が活動支援
	【タイプ⑥】既存園 定期型	定期・全時間	全員	週に1回、森の日を設定	・認可園の自主的な取組 ・一部の行政が活動支援

※ ドイツでは、【タイプ⑥】→【タイプ⑤】→【タイプ④】のステップで、「森の幼稚園」の普及を促進。

# ドイツ バーデン・ヴェルテンベルク州の「森の幼稚園」運営許可の条件

(原典:Miklitz, 2004, p224-225、翻訳:関谷,2010, p25を元に作成)

	要素	解説
I. 施設・組織	森林利用許可	権限を持つ林野庁から、森へ入る許可を受けていること (バーデン・ヴェルテンベルク地方森林法 第37条2項)。
	雨天用施設	悪天候時に事前に退避するため、また素材置き場としての退避小屋もしくはその他適した小屋があること(特殊な基準があり、Bauwagen(建設トレーラー)や小屋など)。
	運営体制	保護者が活動できる空間とその他の運営に重要な必要条件(事務など)がそろっていること。
	指導体制	専門教育を受けた保育士2人がバーデン・ヴェルテンベルク州の幼稚園法第7条に適合すること(さらにもう1人保育士がいることを推奨する)。
	定員	1グループ(クラス)の大きさは最大20人までであること。
II. 教育内容	要領策定	教育的理念、目標設定、一日の流れ、行う活動、極度の悪天候時に代用の活動を決めておくこと。
	プログラムの明確化	集合場所、森の幼稚園の一日の始まりと終わりの時間、迎えの場所、園代表の決定、場合によっては保護者の参加・協力に関して明白な基準を調整すること。
	持参物の明確化	子どもの準備は、天気ごと、季節、森の状況に応じた合目的な服装、敷物(断熱材でできた持ち運びに軽く、洗えるもの)、適当な軽食、飲み物(冬は温かく、夏は冷たいもの)を用意しておくこと。
	保護者への説明	森の幼稚園の特殊性を幼稚園秩序と調和させること(例:保護者への長所・短所の説明をし、森という特殊な空間によって高められた緊急時のリスクへの同意を求める)。
	監督義務の明確化	(子どもの)監督義務範囲を明文化しておくこと。
III. 安全衛生管理	森林管理者との連絡調整	山林管理人あるいは山林監視人と絶えず連絡を取り合い、申し合わせをしておくこと。これは嵐などにより傷ついた大きな枝が落ちてくる、あるいは天候の影響により変化した地形の危険について情報を共有するためである。また森での態度、動物の保護、林業を顧慮した話し合いが行われること。
	関連部署間の調整	場合によっては環境保護課もしくは獣医学課(保健所)といった担当課とさらに連絡をとること。
	衛生管理	健康のための配慮措置と衛生措置の遵守。これはそのつど担当の健康課に明らかにしておくこと(例えば予防接種、ダニ防護、有毒植物、排泄物の片付け等)。
	緊急連絡体制	緊急時の対応のための携帯電話、ならびに保護者の緊急連絡先と電話番号のリストを携行すること。
	救急措置	救急の準備をしておくこと。

⇒ 施設が無くても「森林利用許可」+「雨天用施設」等と一般的な要件を満たしていることで運営許可

# 代表的な教本:ミクリッツ「森の幼稚園」(Der Waldkindergarten) (第5版) ～森の幼稚園の「教育面」「運営面」「設立面」を網羅的に記載したガイドブック～



イングリッド・ミクリッツ  
(Ingrid Miklitz)

## 目次 序文

### 第1章 森の幼稚園の基礎

- 1.1 一般的なこと
- 1.2 理論的な基礎
- 1.3 森の幼稚園の教員-諸々の条件と求められること
- 1.4 森の幼稚園における3歳未満の子どもたち
- 1.5 “音の風景”という自然の中の子どもたち
- 1.6 森の幼稚園と【その後の】学校での能力

## 【教育面】

### 第2章 教員が知らなくてはならないこと

- 2.1 教員の基礎知識
- 2.2 危険にさらされる事態を認識し、対応することができる
- 2.3 天候についての知識
- 2.4 天候に合わせた衣服
- 2.5 “回転しながら進む”幼稚園の装備の特徴
- 2.6 森の場の敷地構造
- 2.7 森の幼稚園と猟師たち

### 第3章 森の幼稚園での教育実践

- 3.1 遊びの形と活動
- 3.2 自然の調査の方法と手順
- 3.3 森の幼稚園でのさまざまな儀式
- 3.4 規則
- 3.5 運動
- 3.6 体験教育
- 3.7 年間スケジュールにおける行事や祭事
- 3.8 高度に支援を必要としている子どもたちの融和
- 3.9 一般的な幼稚園における森の幼稚園教育
- 3.10 移行期を克服する

### 第4章 保護者との共同作業

- 4.1 保護者へのオリエンテーション
- 4.2 親とのオープンな共同作業
- 4.3 保護者を啓蒙する
- 4.4 出会うの場としての森の幼稚園
- 4.5 共通の課題と共同でおこなうプロジェクト
- 4.6 保護者会と保護者のタベ

## 【運営面】

### 第5章 森の幼稚園の組織

- 5.1 保護者による分担金【保育料】(会費)
- 5.2 教育チーム
- 5.3 運営者担い手
- 5.4 受入れ方法
- 5.5 広報活動
- 5.6 発展の継続と評価
- 5.7 公共体の一部としての森の幼稚園、自然幼稚園  
-網目状に結合した活動

### 第6章 資金源を開拓する: 社会福祉スポンサーシップ

## 【設立面】

- 6.1 資金開拓の形態
- 6.2 協賛-パートナーへの道
- 6.3 スポンサーを見つけることへの勇気-実践レポート

### 第7章 法的基盤と公的(手続き上の)方針 (指針)

- 7.1 森の幼稚園の運営遂行への指針
- 7.2 保証、責任
- 7.3 運営者(担い手)と資金調達
- 7.4 連邦森林法と州法
- 7.5 森の幼稚園に課せられる義務
- 7.6 ちょっとした法律のイロハと助言

### 第8章 どのように森の幼稚園を設立するのか?

- 8.1 法形態の適切な選択
- 8.2 社団の設立
- 8.3 社団と税務署
- 8.4 社団の設立から森の幼稚園のスタートへ
- 8.5 設立時の広報活動
- 8.6 防水、防雪、防風設備の建設
- 8.7 保証の問題

### 第9章 研究結果-森の幼稚園についての研究

### 第10章 付録

- 参考文献リスト
- 連絡先
- 写真の出典

6

# 都市住民の「森のようちえん」等へのニーズ (未就学児の子育て世代対象のインターネット調査から)

【調査名】「都市地域に暮らす子育て家族の生活環境・移住意向調査」(NTTデータ経営研究所)

【対象】首都圏及び全国の政令指定都市に居住し、0～6歳未満の子供のみを持つ男女

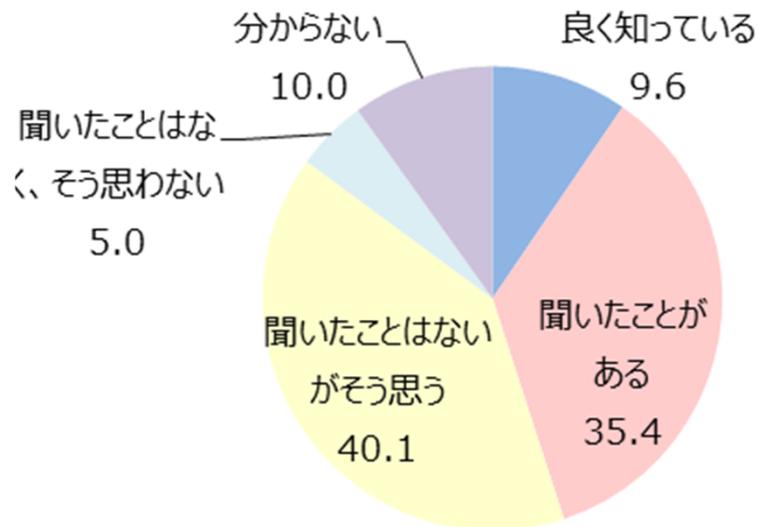
【方法】非公開型インターネットアンケート(NTTコム リサーチ)

【期間】2016年1月26日～2016年1月29日

【回答数】1,023人

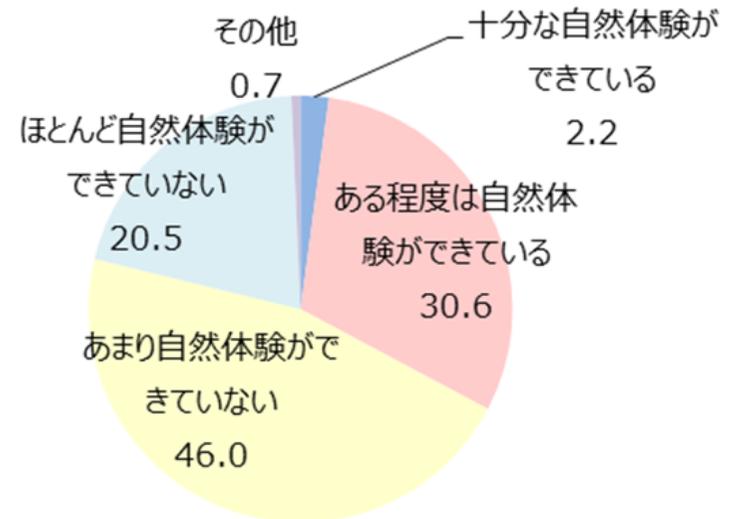
○”自然体験”が子どもの成長に良い影響を及ぼすことへの認知度

→ 約半数が聞いたことがあり、「聞いたことはないがそう思う」も約4割で大多数が認知。



○子どもの“自然体験”の実施状況

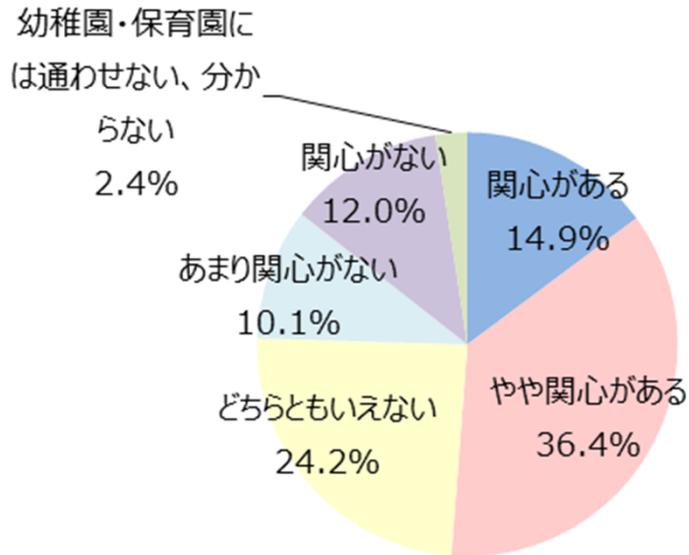
→ 「できている」と認識しているのは約3割、7割が「できていない」と認識



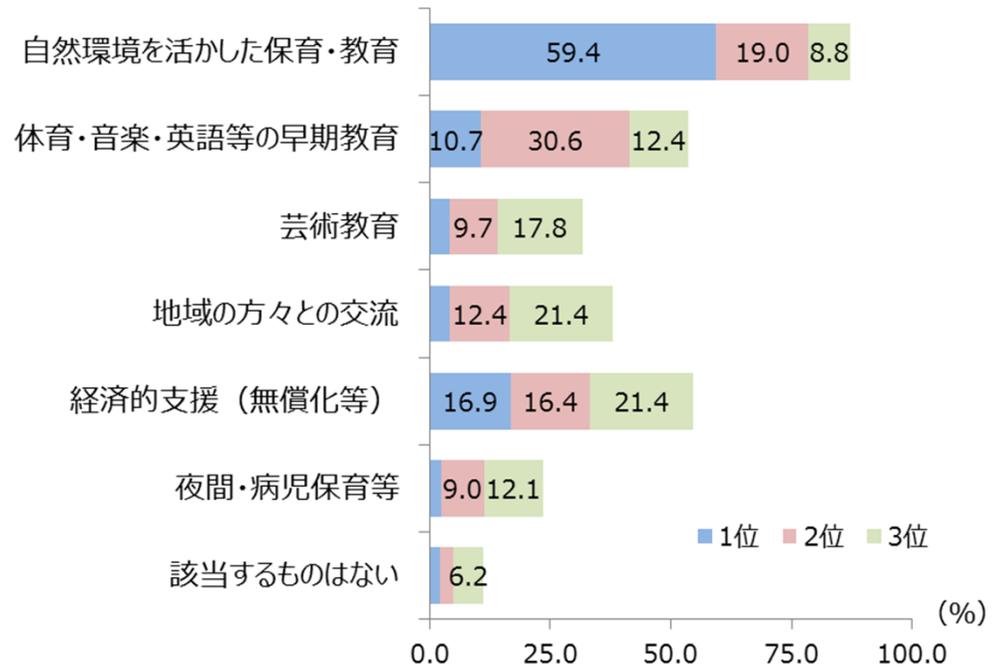
# 7

## 都市住民の「森のようちえん」等へのニーズ (未就学児の子育て世代対象のインターネット調査から)

○(現在の居住地近隣や移住先で)  
「森のようちえん」に通わせることへの関心  
→ 約半数が関心を持っている。



○(地方への移住・転職などを行う場合)  
保育園・幼稚園があると特に魅力と思うもの  
→ 「経済的支援(無償化等)」「上位3位で5割より「自然を活かした保育・教育」が多い(9割)



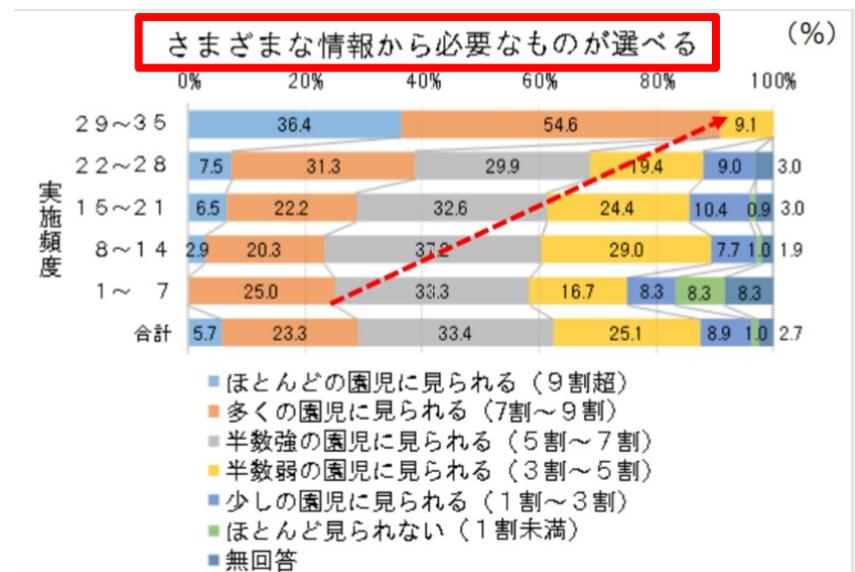
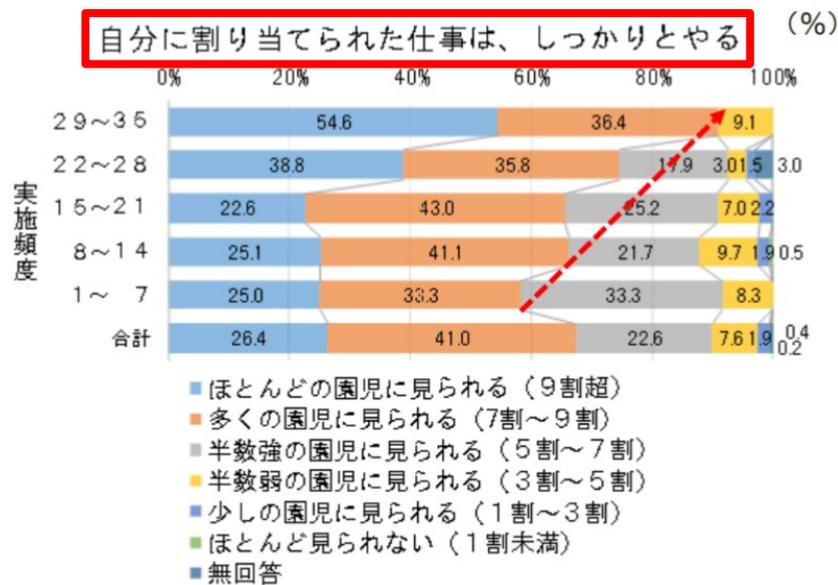
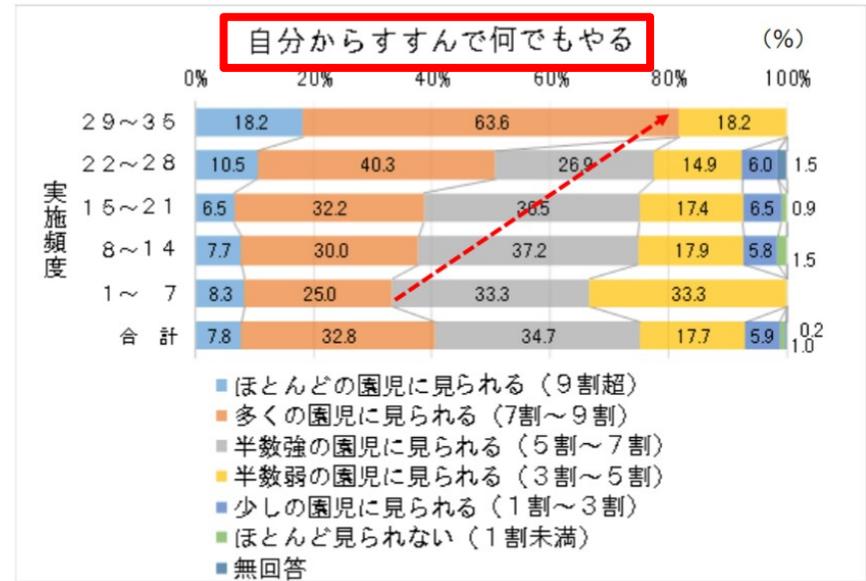
→ 「森のようちえん」への潜在的なニーズは高い  
⇒ 移住施策としての「森のようちえん」は有効な方策の一つ

# 森と自然を活用した保育・幼児教育の有効性(三重県調査)

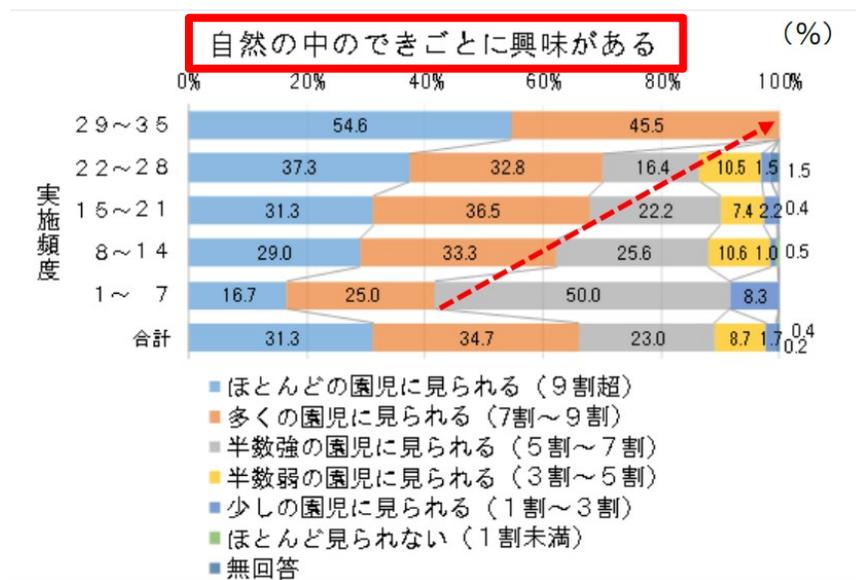
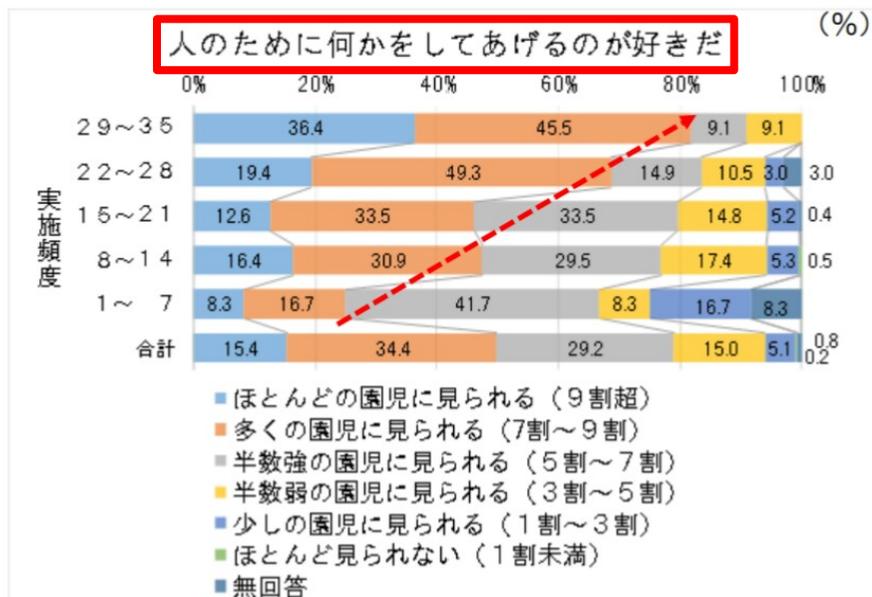
## ◆三重県「野外体験保育有効性調査」等

○平成27年度には、県内の全保育所、幼稚園、認定こども園(636園)を対象にアンケート調査等を実施(546園回答(回収率85.8%))し、実態把握と有効性調査を実施

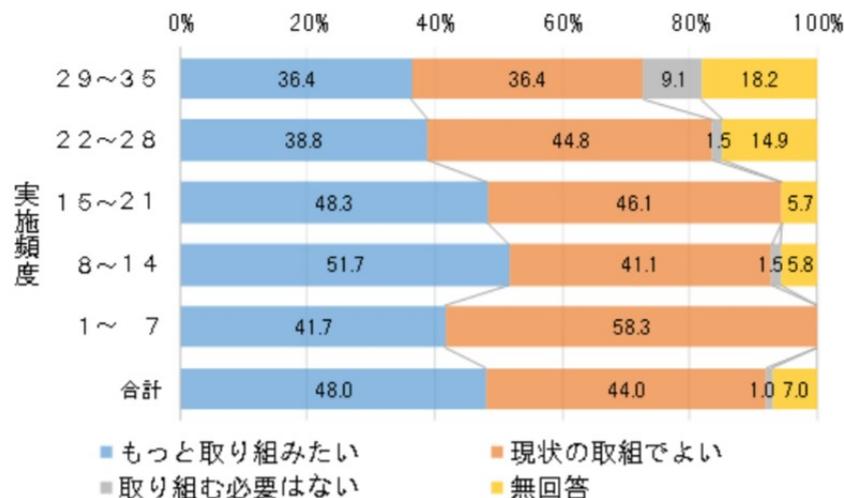
○野外体験保育の実施頻度が高い園ほど、園児が「自分からすすんで何でもやる」、「自分に割り当てられた仕事は、しっかりやる」、「さまざまな情報から必要なものを選べる」が高い傾向にあった。



## ◆三重県「野外体験保育有効性調査」等



実施頻度と野外体験保育に対するニーズ



○野外体験保育の実施頻度が高い園ほど、園児が「人のために何かをしてあげるのが好きだ」、「自然の中のできごとに興味がある」傾向にあった。

○約半数の園が、「野外体験保育をもっと取り組みたい」と回答し、実施頻度が低い園ほど、ニーズも高い傾向にあった。

○調査結果を踏まえて、平成28年度から以下の事業等を実施

- ・「野外体験保育アドバイザー派遣」
- ・「野外体験保育事例研究会」
- ・「野外体験保育シンポジウム」

## 最近の地方議会・国会等での質問の動向 (抜粋①)

### ◆広島県議会(平成27年8月28日)

【議会名】平成27年地方創生・行財政対策  
特別委員会

【質問者】畑石議員

【内容等】○森のようちえん実施の考え方

【答弁者】教育部長

(平成27年9月30日)

【議会名】平成27年総務委員会

【質問者】下西議員

【内容等】○森のようちえんを活用した地  
方創生等の促進について

【答弁者】地域力創造課長

### ◆島根県議会(平成27年9月18日)

【議会名】平成27年9月定例会

【質問者】花塚隆志議員(一般質問)

【内容等】○自然を活かした保育を支援す  
る制度の導入について

【答弁者】知事

### ◆栃木県議会(平成27年9月28日)

【議会名】2015年第331回通常会議

【質問者】花塚隆志議員

【内容等】○自然環境等の地域資源を生か  
した魅力ある教育について

【答弁者】教育長

### ◆新潟県議会(平成27年10月8日)

【議会名】平成27年9月厚生環境委員会

【質問者】矢野学議員

【内容等】○森のようちえん等の認可・助成  
等の考え方について

【答弁者】児童家庭課長

### ◆埼玉県議会(平成28年3月2日)

【議会名】2016年2月定例会

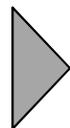
【質問者】新井豪議員(一般質問)

【内容等】○埼玉版「自然保育認定制度」の  
創設について

【答弁者】福祉部長

◆山梨県議会(平成27年12月9日)

【議会名】2015年12月定例会  
 【質問者】永井学議員(代表質問)  
 【内容等】○森のようちえんを活用した  
 移住促進について  
 【答弁者】知事政策局長



(平成28年6月13日)

【議会名】2016年6月定例会  
 【質問者】永井学議員(一般代表質問)  
 【内容等】○移住・定住対策について  
 (自然保育の推進について)  
 【答弁者】総合政策部長

◆愛知県議会(平成28年6月21日)

【議会名】2016年6月定例会  
 【質問者】鈴木 雅博 議員(一般質問)  
 【内容等】○自然体験保育・幼児教育認定  
 制度創設について  
 【答弁者】教育長

◆第192回国会(平成28年10月20日)

【議会名】参議院・文教科学委員会  
 【質問者】宮沢 由佳 議員(山梨県選挙区)  
 【内容等】○森のようちえんについて  
 【答弁者】○文部科学大臣、生涯学習政策  
 局長  
 ○厚生労働副大臣  
 ○環境省大臣官房審議官  
 ○林野庁森林整備部長

◆北海道議会(平成28年11月28日)

【議会名】水産林務委員会(第30期前期)  
 【質問者】広田 まゆみ 議員(一般質問)  
 【内容等】○森林環境教育等の充実につ  
 いて・「森のようちえん」など  
 の社会化の推進について  
 【答弁者】林務部長、森林環境部長等

→ いずれの議会でも、幼児期の森  
 林・自然体験の重要性は認識して  
 いるとの答弁。

## 改訂「幼稚園教育要領」(平成29年3月)の概要 (幼児期における自然等を活かした「環境を通じた教育・保育」の重要性が明示)

### 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の次期学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)

【資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実】

- 幼児教育は、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした教育を実践することが何よりも大切であり、教員は、**幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められる。**
- 特に、近年、少子化や都市化等の進行によって、友達との外遊びや自然に触れ合う機会が減少してきていることから、教員は、戸外で幼児同士が関わり合ったり、自然との触れ合いを十分に経験したりすることができる環境を構成していくことが重要となっている。

## 改訂「幼稚園教育要領」(平成29年3月)

### 第1章 総則

#### 第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、(中略)幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

- 2 (前略) 幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。

#### 第2「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

##### (7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切に作る気持ちをもって関わるようになる。

# 改訂「幼稚園教育要領」(平成29年3月)の概要 (5領域における自然等を活かした「環境を通じた教育・保育」)

## 第2章 ねらい及び内容

【健康】(健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。)

2 内容	(3) 進んで戸外で遊ぶ。
3 内容の取扱い	(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

【環境】(周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。)

1 ねらい	(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
2 内容	(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
3 内容の取扱い	(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。 (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

【表現】(感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。)

1 ねらい	(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
3 内容の取扱い	(1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。 その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

# 「幼稚園施設整備指針」(平成26年7月)の概要 (「環境を通じた教育・保育」における自然等の重要性)

## 第1章 総則

### 第1節 幼稚園施設整備の基本的方針

#### 1 自然や人、ものとの触れ合いの中で遊びを通じた柔軟な指導が展開できる環境の整備

幼稚園は幼児の主体的な生活が展開される場であることを踏まえ、家庭的な雰囲気の中で、幼児同士や教職員との交流を促すとともに、自然や人、ものとの触れ合いの中で幼児の好奇心を満たし、**幼児の自発的な活動としての遊びを引き出すような環境づくりを行うことが重要である。**

#### 2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保

発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、また、障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。  
さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

### 第2節 幼稚園施設整備の課題への対応

#### 第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備

##### 2 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境

- (1) 幼児の身体的発達を促すため、自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶなど幼児の興味や関心が戸外にも向くよう、**幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置を工夫することが重要である。**その際、屋内外の空間的な連続性や回遊性に配慮することが重要である。
- (2) 豊かな感性を育てる環境として、自然に触れることのできる空間を充実させることが重要である。その際、自然の地形などを有効に活用した屋外環境及び半屋外空間を充実させることも有効である

【注釈】「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの  
「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

# 「幼稚園施設整備指針」(平成26年7月)の概要 (「環境を通じた教育・保育」における自然等の重要性)

## 第2節 幼稚園施設整備の課題への対応(続き)

### 第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備(続き)

#### 6 環境との共生

- (1) 幼児が自然環境と触れ合いながら様々な体験をすることができるように配慮するとともに、施設自体が教材としても活用されるよう計画することが重要である。
- (2) 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (3) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育を踏まえた活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。

#### 7 特色を生かした計画

幼稚園における教育理念を施設計画に反映させることによって、特色ある計画とすることが重要である。その際、モニュメント、シンボルツリーを設けたり、色彩や曲線を生かしたデザイン手法を活用することや、地域の文化的特性や伝統を取り入れ、風土、景観等の特色を生かした計画とすることも有効である

## 第2章 施設計画

### 第1節 園地計画

#### 第1 園地環境

##### 2 健康で文化的な環境

- (1) 良好な日照、空気及び水を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 自然との触れ合いの中で、幼児が活発に活動できる地形の起伏、自然の樹木等があることが望ましい。
- (3) 見晴らしや景観が良く、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。

**【注釈】**「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの  
「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの  
「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

# 「幼稚園施設整備指針」(平成26年7月)の概要 (「環境を通じた教育・保育」における自然等の重要性)

## 第2節 配置計画

### 第1 園地利用

- (5) 園地内における高低差等の地形や樹木等の自然を有効に活用することができるよう、園舎、園庭を配置することが望ましい。

## 第4章 園庭計画 第1 基本的事項

### 第1 基本的事項

#### 1 教育環境の向上

- (7) 幼児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用することが望ましい。
- (9) 園地近傍の樹林、草原、小山、小川、池等を活用して園庭を計画することも有効である。

### 第5 緑化スペース

#### 1 共通事項

- (1) 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れることが重要である。
- (4) 四季折々に花を咲かせ、実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等の生態等を観察できるように計画することが重要である。

【注釈】「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの  
「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの  
「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

# 「幼稚園施設整備指針」(平成26年7月)の概要 (「環境を通じた教育・保育」における自然等の重要性)

## 第2節 配置計画

### 第1 園地利用

- (5) 園地内における高低差等の地形や樹木等の自然を有効に活用することができるよう、園舎、園庭を配置することが望ましい。

## 第4章 園庭計画

### 第1 基本的事項

#### 1 教育環境の向上

- (7) 幼児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用することが望ましい。
- (9) 園地近傍の樹林、草原、小山、小川、池等を活用して園庭を計画することも有効である。

### 第5 緑化スペース

#### 1 共通事項

- (1) 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れることが重要である。
- (4) 四季折々に花を咲かせ、実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等の生態等を観察できるように計画することが重要である。

#### 2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木を園舎の周囲、園地周辺部等にまとまりを持たせて配植したり、1本又は数本の樹木をポイント的に配植することも有効である。
- (2) 樹木の配植に当たっては、目的とする機能を有効に発揮することができるよう樹種、機能等に応じ間隔、配列等を設定し、園舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。
- (3) 園舎等の建物周囲へ樹木を配植する場合は、室内の採光、通風等に支障を生じることないように計画することが重要である。

# 「幼稚園施設整備指針」(平成26年7月)の概要 (「環境を通じた教育・保育」における自然等の重要性)

## 第4章 園庭計画(続き)

### 第5 緑化スペース(続き)

#### 2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木を園舎の周囲, 園地周辺部等にまとまりを持たせて配植したり, 1本又は数本の樹木をポイント的に配植することも有効である。
- (2) 樹木の配植に当たっては, 目的とする機能を有効に発揮することができるよう樹種, 機能等に応じ間隔, 配列等を設定し, 園舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。
- (3) 園舎等の建物周囲へ樹木を配植する場合は, 室内の採光, 通風等に支障を生じることないように計画することが重要である。
- (4) 園地周辺部に樹木を配植する場合は, 日影, 落葉等によって周辺地域へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ, 周辺地域の景観と調和し, 良好な景観の構成に貢献するよう計画することが望ましい。
- (5) 安全性に留意しつつ, 木登りなどの遊びをできる樹種を選定することも有効である。
- (6) 郷土産のものを中心に, 四季の変化, 生態等を観察することのできる樹種を選定することが望ましい。

## 第5章 詳細設計

### 第2 材質

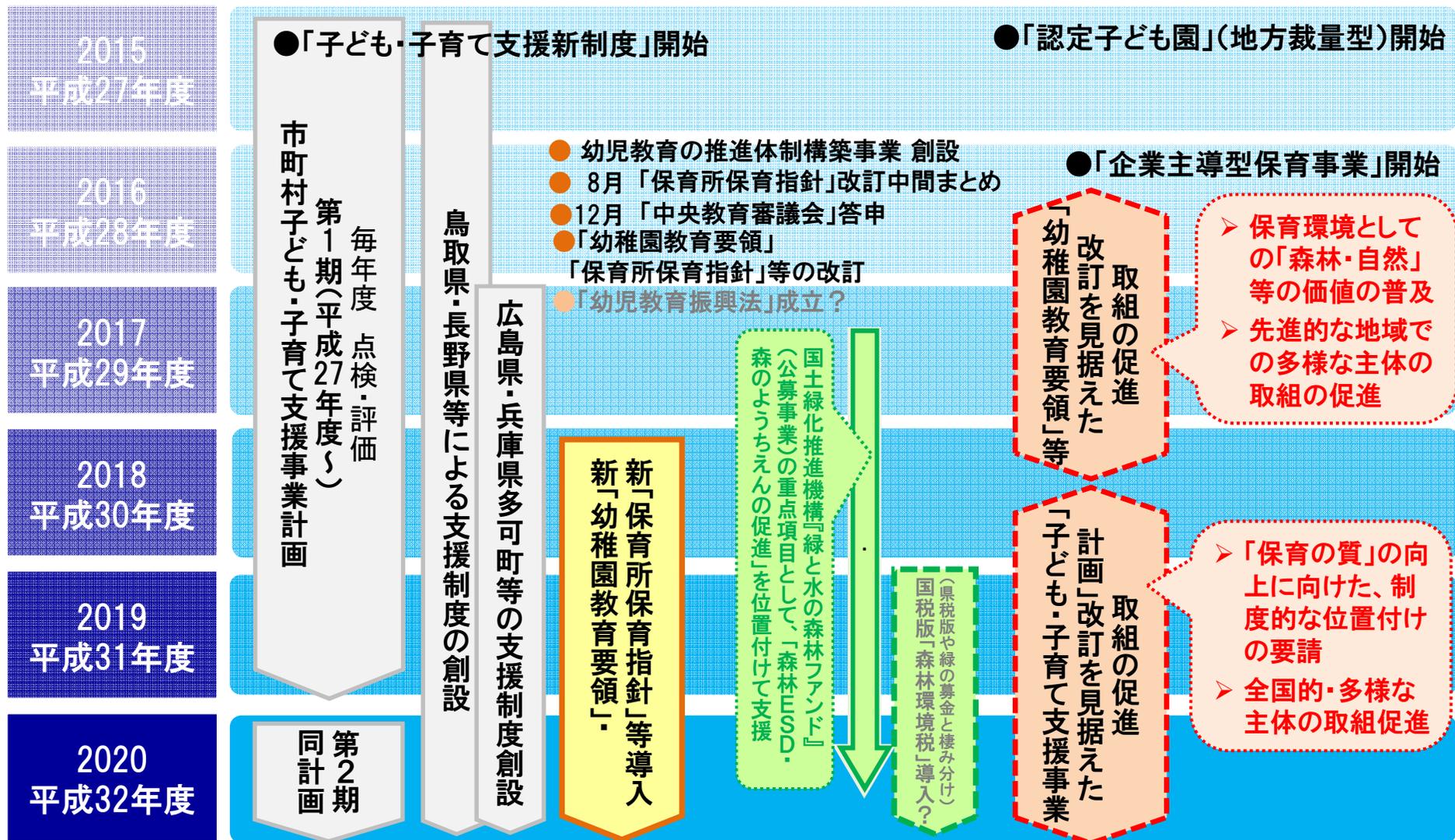
- (7) 幼児の心を和ませ, また, 保育空間に家庭的な雰囲気醸し出すため, 柔らかな手触りや温かみの感じられる木質材料, 畳等の素材を適宜使用することが望ましい。

### 第5 家具・遊具

- (5) 地場産材等を生かした木製家具等について計画することも有効である

【注釈】「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの  
 「～望ましい。」：より安全に, より快適に利用できるように備えることが望ましいもの  
 「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

# “森と自然を活用した保育・幼児教育”等の社会化に向けた今後の展望 (イメージ)



全国的な制度改正のタイミングに合わせて、  
先進的な地域・多様な主体との連携・協働により、社会化に向けた取組を促進